

宝塚市公契約条例(案)への意見募集について

1 宝塚市公契約条例とは

地方公共団体の入札・契約制度を取り巻く環境は、人口の減少による担い手不足や事業者同士の過大な価格競争などにより、事業の品質の低下や労働者の労働条件の悪化が懸念されています。このような状況の中、入札・契約制度については、その適正化を図りつつ、社会経済情勢の変化への対応や事業の品質の確保を図るため、常に改善が求められています。

この条例は、公契約に関する基本方針を定め、市及び受注者等の責務を明らかにするとともに、公契約に関する施策の基本的な事項を定めることにより、公契約の適正化、その適正な履行及び履行水準の確保、労働者の福祉の向上並びに地域経済の活性化及び地域社会への貢献に関する取組を推進し、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とします。

2 宝塚市公契約条例（案）策定の経過

本市では、平成 28 年度（2016 年度）に公契約に関する条例の制定を目指し、パブリック・コメントを実施しましたが、いただいた意見が多岐にわたっていたことから慎重に検討すべきと判断しました。その後、平成 29 年（2017 年）12 月に執行機関の附属機関として宝塚市公契約条例検討委員会を設置し、知識経験者や事業主、労働者を代表する方など合計 8 人の方に委員になっていただき、条例の骨子についての検討を諮問しました。

この委員会において、9 回の審議が行われ、令和元年（2019 年）11 月に条例の骨子がまとまったことから、この骨子を基に、本市において条例案を作成しました。公契約条例検討委員会からの中間答申書（条例案の骨子・ポイント）及び委員名簿も添付しています。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による中断を経て、このたびパブリック・コメントを実施することとなりました。今後、パブリック・コメントでいただいた意見とそれに対する回答案について、再度、公契約条例検討委員会で検討していただくなどした上で、最終的な条例案を作成する予定です。

3 宝塚市公契約条例（案）のポイント

中間答申では、賃金下限額を設定することを基本としていますが、どのような案件をその対象とするのかなどについては、市民をはじめとする関係者や専門家が継続的に意見交換できる、(仮称)宝塚市公契約審議会を設置し、

検討することとされています。この審議会は、賃金下限額の対象案件の範囲や金額、下限報酬額のほか、この条例の目的の達成状況についての検証や条例自体の見直し等について審議する場となります。また、大企業がほとんどない本市においては、労働者保護に偏ることなく、市内事業者への優先発注についても、バランスよく記載することとされています。

4 意見募集の目的

宝塚市公契約条例（案）策定の趣旨や内容等について、広く公表し、宝塚市公契約条例（案）に市民の皆様からの意見を反映するため、意見募集を行います。なお、意見募集のため公表する内容は、以下のとおりです。

- ① 宝塚市公契約条例（案）に対する意見募集
- ② 宝塚市公契約条例（案）の概要
- ③ 宝塚市公契約条例の骨子に関する中間答申書
- ④ 宝塚市公契約条例（案）

5 宝塚市公契約条例（案）の公表方法について

(1) 市ホームページ (<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp>)

ア 総務部契約課のページ

イ トップページから「宝塚市公契約条例（案）」で検索するか、または「検索用 ID:1063206」を入力し検索することもできます。



二次元コード

(2) 市の窓口

市役所契約課、市民相談課、各サービスセンター・サービスステーションで公表しています。

6 意見の募集期間

令和8年（2026年）6月15日（月）から
令和8年（2026年）7月14日（火）まで

7 意見の提出方法

(1) 意見提出用紙による提出

別紙「意見提出用紙」に必要事項を記入し、案に関する意見を記載して提出してください。なお、別の用紙で提出していただく場合は、別紙「意見提出用紙」に記載のある項目（氏名、住所、電話番号等）すべてを明記して

ださい。

意見が複数ある場合は、意見ごとに意見対象箇所(全般もしくは特定部分)が分かるように記載してください。

提出方法は、市役所4階の契約課へ持参・郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかの方法により、募集期間内にご提出ください。郵送の場合は、令和8年(2026年)7月14日必着とします。持参の場合は、平日の開庁時間内(9時から17時00分まで)にご持参ください。

正確な聴き取りができずご意見を取り違える可能性がありますので、電話などによる口頭での意見提出はできません。

(2) 電子(インターネット)による提出

電子申請システムによる提出は右記の二次元コードより
(兵庫県電子申請共同システム(e-ひょうご))



8 提出先・問い合わせ先

〒665-8665 (住所記載不要)「宝塚市役所 総務部 契約課」

電話番号 0797-77-2008 (直通)

ファクシミリ 0797-72-1419

電子メールアドレス m-takarazuka0016@city.takarazuka.lg.jp

※宝塚市役所総務部契約課は、宝塚市東洋町1番1号宝塚市役所本庁舎4階です。

9 意見の公表について

氏名、住所、電話番号等の個人情報は、一切公表しません。提出いただいた意見(パブリック・コメント)については、個人の権利利益を害するおそれのある情報等を除き、その全体を取りまとめた上で、意見の採否及び市の考え方とともに市ホームページで公表するほか、市役所契約課(4階)、市民相談課、各サービスセンター・サービスステーションで配布します。

なお、提出いただいた意見に対する個別の回答はしませんので、ご了承ください。

10 個人情報等の取扱について

氏名、住所、電話番号等の個人情報は、厳正に保管し、他の目的には一切使用、提供しません。